

広 報 委 員 会 規 定

(総 則)

第 1 条 社団法人日本クレー射撃協会（以下本会という）定款第 40 条及び定款の施行についての細則（以下定款細則という）第 6 項第 1 号に基づき設置された広報委員会に関することを定める。

(業 務)

第 2 条 広報委員会は下記の業務を行う。

- (1) 機関誌『ザ・シューターズ』の編集と発行
- (2) クレー射撃に関する広報及び啓蒙活動に関する事項
- (3) 広報に関する報道関係との折衝
- (4) 本会会員及び役員選手のラジオ、テレビ等への出演に関する具体的折衝
- (5) その他、広報に関する事項

(委 員)

第 3 条 広報委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長	1 名
副委員長	若干名
委員	若干名

第 4 条 委員長、副委員長及び委員は、本会定款細則第 6 項第 2 号及び第 3 号に基づき選任される。

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、広報に関する会務を掌理する。

- 2 . 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 . 委員会は、委員会の目的を達成するための事業、業務について決議する。
- 3 . 委員会は、毎年度 1 回以上開催されるものとする。

(編集委員会)

第7条 機関誌を毎月編集発行するため、委員長は、毎月1回以上の編集委員会を開催することができる。

2. 編集委員会は、委員長、副委員長及び委員のうち機関誌取材に携わった委員をもって構成する。

第8条 本会会長、副会長、専務理事は、必要により委員会及び編集会議に出席して意見を述べることができる。

(規定の変更)

第9条 この規定は委員総数の2分の1以上が出席する委員会の3分の2以上の同意を得て変更することができるが、理事会の承認を経なければならない。

(付 則)

1. 本規定は、平成2年4月1日より施行する。